監 査 公 表 第 7 号 平成28年6月30日

周南市監査委員 山 下 敏 彦 周南市監査委員 田 中 和 末

## 定期監査結果について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による定期監査を実施し、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、公表します。

なお、監査の対象の部課名は、平成28年4月1日付け組織機構改編前の部課 名です。

(当該監査の結果に関する報告は、平成28年5月11日に決定し、同日議長及び市長等に提出しましたが、平成28年6月30日に議会報告を済まされたことから、今回の公表となりました。)

1 監査の対象

健康医療部

地域医療課、保険年金課、健康増進課

2 監査の範囲

平成27年4月から平成27年12月までの収入、支出及び契約等財務に関する事務

3 監査に当たった監査委員

山下敏彦

田村勇一

4 監査の実施期間

平成28年2月15日から平成28年5月11日まで

5 監査の方法

監査に当たっては、財務事務監査を中心に、行政監査の視点も取り入れ、市の事務の執行が法令等に則り適正に執行されているか、合理的かつ効率的に執

行されているかを主眼として実施し、全部又は一部を抽出により関係書類を検 査照合するとともに、関係職員から説明を聴取した。また、備品の管理状況に ついて、一部を抽出する方法で実査を行った。

#### 6 監査の結果

次に述べる事項を除いて、おおむね適正に処理されていた。なお、指摘事項 の詳細にわたる部分や軽微な事項については、監査結果の講評の際に、文書で 指導した。

#### 地域医療課 (現在は福祉医療部地域医療課)

#### (1) 収入事務

- ア 診療所における収入について、出納員等に関する規則に基づく徴収が されていないものがあった。
- イ 医薬材料の返品額と購入額の差額収入について、会計事務規則に基づ く手続きがされていないものがあった。
- ウ 診療所一部負担金の徴収について、会計事務規則に基づく調定がされていないものがあった。

# (2) 支出事務

ア 医薬材料の返品額と購入額の差額支出について、会計事務規則に基づ く手続きがされていないものがあった。

## 保険年金課 (現在は環境生活部保険年金課)

#### (1) 支出事務

ア 資金前渡された療養費負担金の精算について、会計事務規則に基づく 手続きがされていないものがあった。

### 健康増進課 (現在はこども健康部健康づくり推進課)

## (1) 共通的事項

- ア 特殊勤務手当支給に伴う勤務実績の管理について、特殊勤務実績簿と 勤休管理システムの内容が異なっているものがあった。
- イ 施設の使用許可について、職務権限規程に基づく決裁がされていない ものがあった。
- ウ 機器の貸出しについて、職務権限規程に基づく決裁がされていないも のがあった。

# (2) 契約事務

ア 器具賃貸借契約の締結について、契約事務規則に基づく手続きがされていないものがあった。